

空き家・空き地の適正管理をお願いします

施設入居などを機に空き家が発生するケースが増えています。早めに建物をどうするか考え、話し合うことが大切です。

また、空き家の所有者・管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、適正な管理に努めなければなりません。近隣住民や通行人に被害を及ぼした場合、損害賠償などを求められることがあります。

次のような状況にならないか定期的に点検し、適正に管理しましょう。

○雑草や庭木が隣地や道路にはみ出しているいか

⇒定期的なせん定・除草



○ハチの巣や蚊・ネズミなどが発生していないか

⇒巣の除去や駆除



○屋根・外壁が老朽化し、倒壊などの恐れはないか

⇒適切な補修

○柱などが腐っていないか

⇒月1回程度の通風・換気

○不審者の侵入やごみの不法投棄がされやすい環境にならないか

⇒清掃や施錠をし、人の目が行き届いていると思わせること

問合せ 町民生活課(③番窓口) ☎62-1232

国民年金保険料の免除制度

経済的な理由や災害などにより保険料を納めることが困難なときに申請し、承認されると保険料が免除されます。

免除

保険料の全額または一部が免除されます。本人・配偶者・世帯主の前年所得による審査があります。免除の対象期間は、7月から翌年の6月までの1年間です。

納付猶予

50歳未満のかた(学生を除く)で、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合は、申請により保険料の納付が猶予されます。

*どちらも過去2年1か月前の分まで遡って申請できます。

問合せ 秩父年金事務所
町民生活課(②番窓口) ☎27-6560
☎62-1232

住民基本台帳ネットワーク 利用の手続き停止

機器の更改作業のため、以下の手続きが利用できません。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

停止日

8月23日(金)

利用できない手続き

- (1) マイナンバーカードの交付
- (2) マイナンバーカード・住民基本台帳カードを利用した転入・転出の手続き
- (3) 住民票の写しの広域交付
- (4) 電子証明書の発行などに関する手続き

問合せ 町民生活課(①番窓口) ☎62-1232